

業務委託契約約款（設計業務等（単年））新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第32条（略）</p> <p>（前金払）</p> <p>第33条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と頭書の完了期日を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「前払金保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、頭書の前払金の額以内とする。</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p>3 発注者は、<u>第1項</u>の規定により受注者の提出する適法な前払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>4 委託料の額が著しく減額された場合において、支払済みの前払金の額が減額後の委託料の額の2分の1を超えるときは、発注者は、期限を定めて、受注者から当該前払金の額から当該委託料の額の2分の1に相当する額を差し引いて得た金額（以下この条において「超過額」という。）を返還させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。</p> <p>5 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に年2.5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。</p> <p>（前払金保証契約の変更）</p> <p>第34条 受注者は、委託料の額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、その変更に係る保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p>3 受注者は、前払金の額の変更を伴わない委託期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p>第35条から第40条（略）</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p>	<p>第1条から第32条（略）</p> <p>（前金払）</p> <p>第33条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と頭書の完了期日を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「前払金保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、頭書の前払金の額以内とする。</p> <p>新設</p> <p>2 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な前払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>3 委託料の額が著しく減額された場合において、支払済みの前払金の額が減額後の委託料の額の2分の1を超えるときは、発注者は、期限を定めて、受注者から当該前払金の額から当該委託料の額の2分の1に相当する額を差し引いて得た金額（以下この条において「超過額」という。）を返還させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。</p> <p>4 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に年2.5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。</p> <p>（前払金保証契約の変更）</p> <p>第34条 受注者は、委託料の額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、その変更に係る保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p>新設</p> <p>2 受注者は、前払金の額の変更を伴わない委託期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p>第35条から第40条（略）</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p>

業務委託契約約款（設計業務等（単年））新旧対照表

新	旧
<p>第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。</p> <p>(2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。</p> <p>(3) この契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。</p> <p>(4) 受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p>(6) 契約の成果品の性質や当時者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。</p> <p>(9) 第43条又は第44条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の<u>代表者その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。）が、<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p><u>削除</u></p> <p>ロ <u>役員等が</u>、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>している</u>と認められるとき。</p> <p>ハ <u>役員等が</u>、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ニ <u>役員等が</u>、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど<u>している</u>と認められるとき。</p> <p>ホ <u>役員等が</u>、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当する</p>	<p>第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。</p> <p>(2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。</p> <p>(3) この契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。</p> <p>(4) 受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p>(6) 契約の成果品の性質や当時者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。</p> <p>(9) 第43条又は第44条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員<u>又は</u>その支店<u>若しくは</u>常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の<u>代表者</u>をいう。以下のこの号において同じ。）が<u>暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p><u>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p>ハ <u>役員等が</u>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>した</u>と認められるとき。</p> <p>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p><u>新設</u></p> <p>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当する</p>

業務委託契約約款（設計業務等（単年））新旧対照表

新	旧
<p>ことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p> <p>第41条の2から第47条の2 （略）</p> <p><u>（相殺）</u></p> <p><u>第47条の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する請負代金請求権及びその他債権と相殺することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。</u></p> <p>第48条から第55条 （略）</p> <p><u>（情報通信の技術を利用する方法）</u></p> <p><u>第56条 契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、各種法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>（以下省略）</p>	<p>ことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p> <p>第41条の2から第47条の2 （略）</p> <p>新設</p> <p>第48条から第55条 （略）</p> <p>新設</p> <p>（以下省略）</p>